

[5] 【学際】

特色化選抜【学際】は、学際領域に関する学科を設置する高等学校（橋本高等学校：探究科、新宮高等学校：学彩探究科）で実施する。

1 出願資格

特色化選抜【学際（全国募集）】に出願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、他の都道府県からの志願者とし、かつ、特色化選抜【学際】を実施する高等学校が定める「令和８年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜出願条件」（別表３）を満たすものとする。

- (1) 中学校を令和７年４月から令和８年３月までの期間に卒業又は卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条の規定により、中学校を卒業した者と同以上の学力があると認められる者で、令和７年４月から令和８年３月までの期間に卒業又は卒業見込みの者

2 募集枠

特色化選抜【学際】を実施する高等学校、学科名及び募集枠は、次のとおりとする。

学校名	学科名	募集枠
橋本高等学校	探究科	10名程度
新宮高等学校	学彩探究科	10名程度

3 志願校

志願者は、特色化選抜【学際】を実施するすべての学校・学科（コース等）を志願することができる。ただし、出願は１校１課程１学科（コース等）に限る。

4 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、それぞれ志願先の高等学校で受け付ける。

令和８年１月２２日（木）	午前９時から午後３時まで
--------------	--------------

郵送の場合は、「書留」とし、令和８年１月１５日（木）から１月２２日（木）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること。）。

なお、郵送の場合は、志願先の高等学校へあらかじめ電話連絡すること。

5 出願手続

(1) 志願者の手続

志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

- ア 入学願（別記第１号様式）
- イ 受検票（別記第２号様式）
- ウ 志願理由書（別記第６号様式）
- エ 入学考査手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙（全日制課程２,２００円）をはることに。

(2) 中学校長の手続

中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことと、入学願の所定の欄に和歌山県証紙（全日制課程２,２００円）がはられていることを確かめるとともに、志願者に係る次の書類（作成は第１〔２〕第５項第２号アに準じて行う。）を作成し、入学願、受検票、志願理由書他、必要書類等とあわせて志願先の高等学校長に提出すること。

- ア 調査書（別記第 7 号様式）
- イ 副申書（別記第 3 号様式）
- ウ 学力検査等特別措置願（別記第 4 号様式）

(3) 高等学校長の手続

第 1 [2] 第 5 項第 3 号に準じて行う。

6 調査書等の作成

第 1 [2] 第 6 項に準じて行う。

7 書類の審査

第 1 [2] 第 7 項に準じて行う。

8 検査等

出願者は、面接・小論文検査を受けるものとする。

なお、実施方法については、「令和 8 年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜における実施方法等」（別表 2）のとおりとする。

(1) 検査の期日と日程

面接・小論文検査の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、当日午前 9 時までに検査場所に集合すること。

ア 期日 令和 8 年 1 月 29 日（木）

イ 日程 次の日程により実施する。

9:00	9:25	10:35	10:50
点呼入場	小論文	休憩	面接 (口頭による検査を含む。)

(2) 検査場所

面接・小論文検査は、原則として出願先高等学校で行う。

(3) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参すること。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、出願先高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ 面接の実施時間帯は、出願先高等学校長の指示するところによるので留意すること。

9 入学者の選抜

第 1 [3] 第 8 項に準じて行う。

10 合格内定の通知

第 1 [2] 第 10 項に準じて行う。

11 実施上の留意事項

(1) 高等学校長は、当該高等学校が実施する検査等の円滑な実施と選考の厳正、公平かつ適正を期するため、特色化選抜委員会を設けること。

(2) 中学校長は、合格者の生徒指導要録の写し及び生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和 8 年 3 月 31 日（火）までに、進学先の高等学校長に提出すること。

- (3) 前各項のほか、特色化選抜【学際】に関し必要な事項は、「第 1〔2〕 農業」各項の規定を準用する。